

日本学生支援機構令和2年度給付型奨学生 及び修学支援法に基づく授業料免除の募集について 【家計急変：学部学生対象】

1. 申込資格等

令和2年度に在学予定の学部学生（留学生等を除く）のうち、学力基準（学業成績、学修意欲）及び家計基準の条件を満たし、家計急変の事由がある人が対象です。

①学業成績・学習意欲等に係る要件

1年次	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
2年次以上	次の①～②のいずれかに該当すること ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×申請者の在学年数 ※学業不振の場合、支援を打ち切られたり、場合によっては返還が必要になることもあります。

②家計基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

●**家計急変後の年収見込額**を基に算出した支給額算定基準額に準ずる額により判定

③下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合、家計急変として申込むことが可能です。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業※の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 1 上記A～Cのいずれかに該当 2 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 及び ・事情書（所定様式）

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の離職理由コードに該当する場合をいいます。【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】

2. 申込時期等

随時（急変事由発生日から3ヶ月以内） 受付窓口：学生支援課

※願書提出後、インターネットにおいて指定の期日までに申込入力も行うこと

3. 注意事項

- (1) 申込時期を過ぎての受付は行えませんので、事由発生後、速やかに申込書類を提出してください。
- (2) 申込書類に不備や不足がある場合は受理できないので、留意してください。
- (3) 申込書類は、本人が提出してください。
- (4) 申込に関し不明な点がある場合は、兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム（電話：0795-44-2051）へ問い合わせてください。